

制度情報－2025年9月の法令から－  
北京市大地律師事務所  
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

## I. 重要な法令のポイント解説

### 『中華人民共和国食品安全法』改正に関する 全国人民代表大会常務委員会による決定

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和国主席令第56号

(公布日) 2025年9月12日

(施行日) 2025年12月1日

#### 1. 主なポイント

(1) 重点液体食品陸上バルク輸送の監督管理を強化。許可制度となり、陸上運送業者は運輸許可証取得が必要で、専用の輸送容器を備え、同一輸送容器は同一液体食品のみに使用しなければならない。運送側の法的義務責任の増大に加え、出荷側と受取側にも規定履行義務が生じ、義務を履行しない場合、処罰の可能性もある。

(第1、3条)

(2) 乳幼児用液体ミルクが登録管理対象となり、乳幼児用粉ミルクと同様に登録と生産基準が厳格化。(第2条)

#### 2. 今後の留意点

後続で国务院食品安全監督管理部門とその他関係部門が重点液体食品目録と重点液体食品の陸上バルク輸送関連の具体的管理規則を制定する。重点液体食品陸上バルク輸送に従事する各輸送業者、関連生産販売・調達企業は、処罰回避のため、関連目録と具体的規則の公布に適時注目すべきである。(全文計3条)

### 中華人民共和国仲裁法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 中華人民共和国主席令第54号

(公布日) 2025年9月12日

(施行日) 2026年3月1日

#### 1. 主なポイント

(1) オンライン仲裁規則を新設。情報ネットワークを介したオンライン仲裁が可能で、オフライン仲裁と同等の法的効力を有する。(第11条)

(2) 仲裁廷の証拠収集権を強化。必要に応じ仲裁廷自ら証拠収集が可能。(第55条)

- (3) 仲裁裁決取消申請期限を 6 カ月から 3 カ月に短縮。当事者の速やかな取消権行使を促し、国際的な通用規則との整合を図る。(第 72 条)
- (4) 仲裁地規則を新設。当事者が約定した仲裁地を仲裁手続の準拠法及び管轄裁判所の決定根拠・基準とする。仲裁地の約定がない又は約定が不明確な場合の決定規則を定め、国際的仲裁実務規則との整合を図る。(第 81 条)
- (5) 「臨時仲裁」規則を新設。特定の国際紛争事件で「臨時仲裁」規則の実施を許可する。国際海事紛争及び自由貿易試験区・海南自由貿易港等区域内の国際紛争で当事者の臨時仲裁選択を許可し、要件を満たす人員が仲裁廷(仲裁協会に届出が必要)を構成する。当事者は仲裁規則(例えば国際的通用規則又は業界規則)を自主選択でき、仲裁廷自らによるプロセス制定も可能とする。(第 82 条)
- (6) 国務院が認可した自由貿易試験区・海南自由貿易港等の区域に国外仲裁機構が業務機構を設立し、国際仲裁活動を展開することを許可する。(第 86 条)

## 2. 今後の留意点

本改正は国際的理論と実務規則を参考に取入れ、従来の仲裁制度を補完・改善した。現地日系企業は仲裁法の改正点を積極的に理解し、自社の合法的権益を保護するために活用できる。(全文計 96 条)

### 『中華人民共和国国際海運条例』改正

#### に関する国務院による決定

(発令元) 国務院

(法令番号) 国令第 817 号

(公布日) 2025 年 9 月 28 日

(施行日) 2025 年 9 月 28 日

## 1. 主なポイント

- (1) 列挙式立法により国際海運取引プラットフォームサービスを従来の船舶代理や倉庫業等と同列に置き、長年曖昧だったプラットフォームの法的属性を明確化。(第 2 条第 2 項)
- (2) 海運 EC、オンライン船腹予約、輸送費情報プラットフォーム等に関し、新規則はプラットフォーム運営者に交通運輸部へのプラットフォーム契約・取引規則等のコア情報提出を義務付け。(第 22 条)
- (3) 階段式処罰基準を設定。未届出の国際海運取引プラットフォーム経営者に対し 2 万-10 万元の罰金を科し、情状が深刻な場合、業務停止を命じることができる。(第 39 条)
- (4) 対抗措置条項を具体化。海運分野で中国に差別的措置を取る国・地域に対し、特別料金の徴収、船舶の中国港湾出入禁止・制限、中国海運データ・情報取得制限、関連業務制限を含む対抗措置を講じる権限を政府に付与。(第 48 条)

## 2. 今後の留意点

本改正は海運分野の対抗防御体制構築を主な目的とする。海運 EC、オンライン船腹予約、輸送費情報プラットフォーム等の企業は、情報報告義務を履行すること及び合法監督管理を受けることに留意すべきである。外国船主・船舶は、所属国が中国に対し差別的制限措置を講じた場合、中国港湾で特別料金徴収や入港制限の対象となり、運営コストやコンプライアンスリスクが増す恐れがある。(全文計 50 条)

### 政府調達为国産品標準及び関連政策実施 に関する国務院弁公庁による通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発[2025]34号

(公布日) 2025年9月30日

(施行日) 2026年1月1日

## 1. 主なポイント

- (1) 国産品標準の認定規則を細分化。国産品とは、中国国内で生産され、中国国内生産部品のコスト占有率が規定比率に達するものをいう。特定製品のキーコンポーネント、キープロセスは財政部と関連業界主管部門が共同で確定した要件を満たさなければならないが、要件制定の際は3-5年の移行期間を設ける。(第1条)
- (2) 国産品標準の適用範囲は、政府調達貨物項目とサービス項目上の関連貨物を含む貨物であることを明確化。(第2条)
- (3) 政府調達プロジェクト評価審査に「国産品」が参加する場合、20%の価格控除優遇を受けることを規定。例えば、「国産品」標準を満たした外資系企業製品が見積り100万元で参加する場合、評価審査では80万元で計算され、企業競争力が大幅にアップする。(第3条)
- (4) 部品コストの計算規則、関連証明書類の提出、外資・民間・国有など異種企業に異なる調達・評価審査基準を設けてはならない等、政策の具体的要件を列挙。(第4条)
- (5) 政府部門の国産品標準紛争関連処理を規定。(第5条)

## 2. 今後の留意点

外資系企業の政府調達プロジェクト参加における政策障壁を撤廃し、公平な競争規則を明確化した。但し、外資系企業がスムーズに政府調達プロジェクトに参加するには、生産レイアウト、製品認定、生産・コスト証憑管理、政策配当条件及び紛争処理等各面で十分な注意が求められる。(全文計 5 条)

**全国一部地区要素市場化配置総合改革の  
試行実施方案に関する国務院による回答**

(発令元)国務院

(公布日)2025年9月11日

**1. 主なポイント**

(1)2025年9月11日より、北京都市副中心、蘇南重点都市、杭州・寧波・温州、合肥都市圏、福州・厦門・泉州、鄭州市、長沙・株洲・湘潭、粵港澳大湾区内9市、重慶市、成都市等10都市圏で要素市場化配置総合改革試行を2年間展開する。

(第1条)

(2)主に土地、労働力、資本、技術、データの5要素を中心に各地域間要素の自主的で秩序ある流動を推進し、配置効率を向上し企業制度コストを低下する全国統一大市場を構築する。(第2条)

**2. 今後の留意点**

本政策は外資を制限せず、内外資企業のためのより公平で効率的な市場環境を創造する。上述10都市圏試行実施方案は地域ごとに異なるため、現地企業は試行地区の新規開放分野(医療、教育、データサービス等)について事前に試行地区政府と積極的に連携し外資参加細則を確認すると共に、データ越境移動関連の新規制を適用したコンプライアンス経営を実現し、信用リスクや法的リスクを防ぐことができる。

(全文計4条)

## II. 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

2022年5月に深センのA社に入社した趙氏は、同僚との会話及びA社の勤務環境や制度について録音録画で度々記録していた。

後日趙氏は、A社との労働契約締結問題及び社会保険紛争により現地仲裁委員会に仲裁を申立てたが、労働仲裁で敗訴したため、一審二審及び再審の訴訟手続を提起した。

### 2. 紛争の焦点

当該従業員には雇用主と労働関係を構築する真の意思表示があるか。

### 3. 弁護士の分析

- (1) 趙氏が入社後に録音録画方式で会社の勤務環境などを記録した行為は、一般労働者の正常な就業履行習慣と符合せず、A社との労働関係を構築する「真の意思表示」が欠如している。
- (2) 仲裁委員会と裁判所の調査によると、趙氏は半年以内に相次いで複数の企業に応募したが、わずか数日で「労働関係を解除された」として11件の労働仲裁を申立てていた。また、応募した企業に入社する際、「事前に録音録画を準備」していたことから、企業と労働関係を構築する真の意思表示は見られない。

### 4. 裁判結果

仲裁委員会と一審二審再審は、いずれも趙氏の訴訟請求を棄却した。

### 5. 今後の留意点

この手の行為は食品分野の悪意ある「プロクレーマー」と類似する。実務上、新入社員の多くは信義誠実原則を守って入社するが、中には労働法の保護を濫用する「トラブルメーカー」が、頻繁な仲裁や架空紛争等で不当利益を得ようとする事件もある。企業としては以下のような対策を活用できる。

- (1) 採用する際、応募者(特に採用予定者)に対し、職歴、離職原因等に加え、労働争議、訴訟、紛争の有無についてバックグラウンドチェックを行う。
- (2) 入社声明で以下を確認し、署名を求める。①元雇用主との賃金や賞与その他経済問題はすべて決済済み。②元雇用主との間に未解決の労働仲裁や訴訟、その他法的紛争は存在しない。③虚偽の陳述により企業が損失を被った場合、相応の法的責任を負う。
- (3) 企業は「トラブルメーカー」の常套手段に留意し、関連対策をしっかりと行う。主な手口には悪意ある病気休暇申請や虚偽の労災報告書提出、故意に解雇事由を作る等がある。多くの場合、病気休暇を頻繁に取るが適切な医療証明を提出できず、労災報告に疑問点又は明らかに事実と一致しない点がある。また消極的サボタージュで企業の違法解雇を誘導する場合もある。

現地企業は現地弁護士に依頼し、速やかに内部規則制度の調査評価を進め、病気休暇審査プロセスの厳格化、労災認定手続きの規範化、及び従業員ファイルの作成等を進めることで、雇用リスクに備えコンプライアンスに準拠した対策をとることができる。